

県南広域振興局長告示第42号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成31年4月5日

県南広域振興局長 平野 直

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370601023	花巻農業協同組合	J Aいわて花巻指定福祉用具貸与事業所	北上市和賀町藤根18地割39番地3	平成31年3月31日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370601031	花巻農業協同組合	J Aいわて花巻指定特定福祉用具販売事業所	北上市和賀町藤根18地割39番地3	平成31年3月31日